薬物乱用防止教育の推進について

令和元年10月1日(火)

文部科学省初等中等教育局健康教育 • 食育課



第五次薬物乱用防止五か年戦略(H30.8 薬物乱用対策推進会議)

- 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
 - (1)学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実
 - 〇 薬物乱用防止教育の内容の充実強化
 - 〇 薬物乱用防止教室の充実強化
 - 学校と警察等関係機関・団体との連携強化
 - 〇 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上
 - 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進
 - (2)有職・無職少年に対する啓発の強化
 - (3)家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化
 - (4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進
 - (5)広報・啓発の強化
 - (6) 広報・啓発活動による効果検証の推進
- 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止
- 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化 する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
- 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
- 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止



都道府県教育委員会等に対する指導

第五次薬物乱用防止五か年戦略の策定を受け、薬物乱用防止教育の充実について徹底するよう指導。(平成30年12月、初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡)

<薬物乱用防止教育の内容の充実強化>

- 1 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、 総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
- 2 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人現関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

<薬物乱用防止教室の充実強化>

- 3 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、<u>都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。</u>
- 4 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。

<学校と警察等関係機関・団体との連携強化>

5 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。

<研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上>

6 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

<大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進>

7 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を 通じ学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が作成・配布している「薬物のない学 生生活のために」が活用できること。

薬物乱用防止教育に関する取組

〇小学校学習指導要領(平成29年3月告示)第9節体育

<内容>

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

<内容の取扱い>

薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に取り扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

〇中学校学習指導要領(平成29年3月告示)第7節保健体育

<内容>

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

<内容の取扱い>

心身への急性影響及び依存症について取り扱うこと。また、薬物は、覚醒剤や大麻等を取り扱うものとする。

〇高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)第6節保健体育

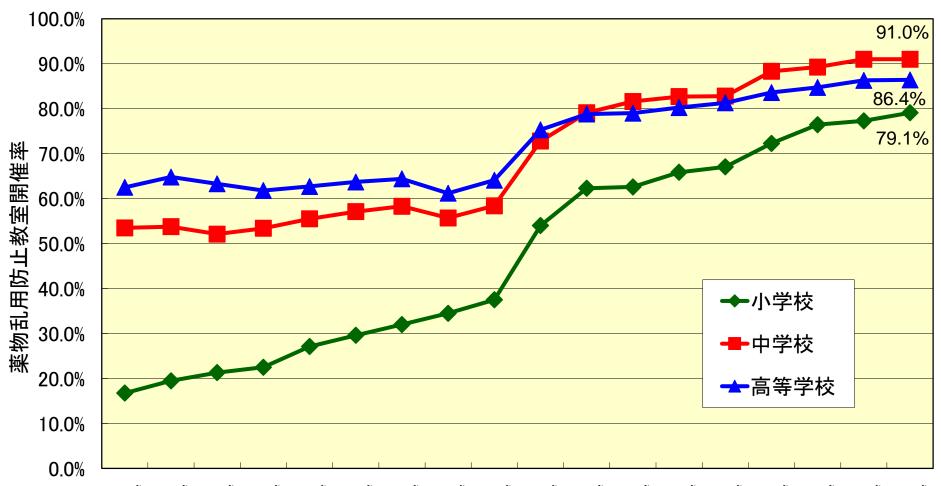
<内容>

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

<内容の取扱い>

薬物については、麻薬、覚醒剤、大麻等を取り扱うものとする。

発物部に数字の開催等



平成29年度「薬物乱用防止教室」都道府県別 開催率(国公私立全体分<中学・高校分>)

【開催率順】 (%)

都道府県名	中学校	直笔学校	中等教育学校	合計
京都府	100.0	100.0	- TAN - I A	100.0
山口県	100.0	100.0	100.0	100.0
静岡県	99.7	100.0	100.0	99.8
富山県	98.8	100.0		99.2
岡山県	99.5	97.6	100.0	99.0
徳島県	98.8	96.9	100.0	98.3
福井県	98.7	96.9	_	98.2
長崎県	98.4	97.4	_	98.1
埼玉県	98.4	96.3		97.7
石川県	97.6	96.0	_	97.0
岐阜県	97.9	94.9	_	97.0
三重県	96.9	98.5	0.0	96.9
福岡県	97.5	96.3	50.0	96.8
栃木県	98.8	91.8	100.0	96.6
群馬県	98.2	92.6	100.0	96.4
茨城県	96.6	92.4	100.0	95.3
大阪府	96.0	92.2	100.0	94.8
鹿児島県	97.0	87.6	_	94.4
北海道	93.4	96.3	75.0	94.2
佐賀県	94.6	93.3	_	94.2
青森県	94.4	93.2		94.0
滋賀県	96.2	92.6	0.0	93.8
愛媛県	97.7	83.1	75.0	92.2
熊本県	95.3	84.2	-	91.9

				(%)
都道府県名	中学校	高等学校	中等教育学校	슴計
新潟県	92.7	91.4	66.7	91.2
広島県	93.5	86.4	100.0	91.2
大分県	93.8	84.3	; .	91.1
秋田県	86.1	100.0	_	90.4
愛知県	92.7	84.1	100.0	89.9
福島県	94.3	78.1	_	89.5
宮城県	91.7	84.4	66.7	89.3
岩手県	89.0	88.3	_	88.8
宮崎県	88.3	84.0	100.0	87.3
山形県	86.7	86.0	_	86.5
長野県	85.5	84.7	100.0	85.3
神奈川県	89.3	79.4	30.0	85.3
高知県	83.9	82.9	_	83.7
鳥取県	80.3	90.0	_	83.5
香川県	74.3	97.5	_	82.5
兵庫県	83.3	80.8	50.0	82.3
千葉県	82.3	74.2	-	79.7
和歌山県	78.0	82.5	_	79.0
中縄県	70.3	87.5	_	75.3
島根県	72.3	68.9	_	71.2
東京都	79.5	54.5	62.5	70.9
山梨県	61.6	87.5	_	69.8
奈良県	63.5	78.0	0.0	66.3

^{- …}所管の学校の数が「0」と報告があったところ

[※] 都道府県の開催率は、域内の政令指定都市の開催率を含めて算出した値

平成29年度「薬物乱用防止教室」都道府県別 開催率(公立学校分<中学・高校分>)

【開催率順】 (%)

都道府県名	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
北海道	100.0	100.0	100.0	100.0
茨城県	100.0	100.0	100.0	100.0
栃木県	100.0	100.0	-	100.0
埼玉県	100.0	100.0	_	100.0
富山県	100.0	100.0	=	100.0
石川県	100.0	100.0	_	100.0
福井県	100.0	100.0	-	100.0
岐阜県	100.0	100.0	_	100.0
三重県	100.0	100.0	_	100.0
滋賀県	100.0	100.0	_	100.0
京都府	100.0	100.0	_	100.0
大阪府	100.0	100.0	_	100.0
岡山県	100.0	100.0	100.0	100.0
広島県	100.0	100.0	_	100.0
山口県	100.0	100.0	100.0	100.0
徳島県	100.0	100.0	_	100.0
福岡県	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	100.0	100.0	_	100.0
長崎県	100.0	100.0	_	100.0
熊本県	100.0	100.0	_	100.0
仙台市	100.0	100.0	100.0	100.0
さいたま市	100.0	100.0	_	100.0
横浜市	100.0	100.0	_	100.0
川崎市	100.0	100.0	_	100.0
相模原市	100.0	_	-	100.0
静岡市	100.0	100.0	-	100.0
浜松市	100.0	100.0	_	100.0
京都市	100.0	100.0	_	100.0
大阪市	100.0	100.0	_	100.0
岡山市	100.0	100.0	_	100.0
広島市	100.0	100.0	100.0	100.0
北九州市	100.0	100.0	_	100.0
福岡市	100.0	100.0	_	100.0
熊本市	100.0	100.0	_	100.0

				(%)
都道府県名	中学校	高等学校	中等教育学校	슴計
鹿児島県	100.0	98.5	_	99.7
静岡県	99.4	100.0	_	99.6
愛知県	100.0	98.6	_	99.6
愛媛県	100.0	98.0	100.0	99.5
群馬県	98.8	98.5	100.0	98.7
大分県	96.7	100.0	_	97.5
青森県	95.5	100.0	_	96.7
神奈川県	96.6	97.9	50.0	96.6
東京都	96.4	91.9	83.3	95.2
福島県	96.8	89.9	_	94.9
兵庫県	92.3	100.0	100.0	94.9
新潟県	94.8	97.3	61.5	93.8
宮城県	91.5	98.6	100.0	93.4
宮崎県	92.9	94.4	100.0	93.3
新潟市	92.9	100.0	100.0	93.3
堺市	93.0	100.0	_	93.2
岩手県	90.1	100.0	_	92.9
高知県	89.4	97.0	_	91.2
秋田県	86.0	100.0	_	90.1
山形県	87.6	95.2	_	89.9
千葉県	87.8	89.7	-	88.3
鳥取県	82.5	100.0	_	87.3
長野県	86.4	86.6	_	86.5
名古屋市	89.1	61.5	_	86.2
和歌山県	82.4	93.5	_	84.7
神戸市	86.4	57.1	_	84.1
香川県	75.0	100.0	L-	82.7
沖縄県	71.6	90.0	_	76.9
島根県	73.2	82.9	_	75.8
奈良県	68.3	94.1	_	74.6
千葉市	72.7	100.0	_	73.7
山梨県	65.0	89.7	_	71.6
札幌市	70.1	100.0	50.0	71.4

^{- …}域内の学校の数が「0」と報告があったところ

[※] 都道府県の開催率は、域内の指定都市の開催率を除いて算出した値

平成29年度「薬物乱用防止教室」都道府県別 開催率(私立学校分く中学・高校分>)

【開催率順】 (%)

都道府県名	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
秋田県		100.0	_	100.0
富山県	100.0	100.0	_	100.0
静岡県	100.0	100.0	-	100.0
京都府	100.0	100.0	_	100.0
山口県	100.0	100.0		100.0
岡山県	100.0	91.3	100.0	94.1
香川県	75.0	90.0	_	85.7
長崎県	70.0	91.3	_	84.8
埼玉県	80.0	85.4	_	83.3
福岡県	74.1	90.0	0.0	83.1
大阪府	71.4	79.2	100.0	76.4
長野県	71.4	75.0	100.0	76.0
福井県	66.7	80.0	-	75.0
北海道	40.0	80.4	_	71.2
三重県	50.0	92.3	0.0	70.8
茨城県	61.5	70.8	100.0	70.7
群馬県	83.3	61.5	_	68.4
青森県	50.0	70.6	_	66.7
岐阜県	55.6	73.3	_	66.7
栃木県	71.4	57.1	100.0	65.2
石川県	0.0	77.8	_	63.6
山梨県	20.0	81.8		62.5
山形県	_	60.0	_	60.0
徳島県	50.0	66.7	_	60.0

				(%)
都道府県名	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
新潟県	33.3	62.5	_	57.9
鳥取県	33.3	62.5	-	54.5
宮城県	50.0	55.6	0.0	52.0
滋賀県	50.0	60.0	0.0	50.0
広島県	41.7	54.3	_	49.2
佐賀県	16.7	66.7	_	46.7
鹿児島県	30.0	52.4	_	45.2
宮崎県	22.2	57.1	_	43.5
愛知県	9.5	52.7	100.0	42.3
沖縄県	33.3	50.0	_	40.0
熊本県	22.2	42.9	_	36.7
千葉県	29.2	37.0	_	34.6
神奈川県	25.4	41.6	16.7	33.8
愛媛県	25.0	40.0	0.0	33.3
大分県	0.0	42.9	_	33.3
和歌山県	14.3	44.4	_	31.3
奈良県	10.0	43.8	0.0	28.6
福島県	37.5	23.5	-	28.0
兵庫県	16.2	34.6		27.0
岩手県	0.0	30.8	_	26.7
東京都	23.5	26.7	_	25.3
島根県	33.3	20.0	_	23.1
高知県	14.3	25.0	_	20.0

^{- …}域内の学校の数が「0」と報告があったところ

震物部に数章の影節

職種	小学校 段階	中学校 段階	高等学校 段階	合計
警察職員	26.7%	37.7%	43.1%	32.7%
学校薬剤師等薬剤師	35.3%	23.7%	15.9%	28.6%
民間団体等構成員 (社会奉仕団体等構成員)	9.2%	7.7%	6.2%	8.3%
薬物乱用防止教育に 造けいの深い指導的な教員	6.8%	7.4%	6.6%	7.0%
保健所職員	5.0%	5.3%	5.0%	5.1%
薬物乱用防止指導員	3.7%	3.7%	4.1%	3.8%
学校医等医師	4.1%	2.7%	2.2%	3.4%
大学教員等	0.9%	1.5%	3.2%	1.4%
麻薬取締官·員OB	0.5%	1.2%	2.3%	1.0%
その他	7.8%	9.1%	11.2%	8.7%

研修等を通じた指導方法・資質向上に関する取組

○薬物乱用防止教育等支援事業の実施

学校における薬物乱用防止教育等の更なる充実強化を図るため、教育委員会その他行政 関係者等から成る協議会を組織し、効果的な指導方法や内容等の検討・実施を支援する。

○研究協議会の開催

教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」及び「学校環境衛生・薬事衛生研究協議会」において、薬物乱用防止教育の実践事例の発表を行い、研究協議を行っている。

○指導参考資料の作成及び活用を図るための研修会の開催

(公財)日本学校保健会を通じて、全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催している。

薬物乱用防止教室を開催する際の留意点や実践事例を紹介した「薬物乱用防止教室マニュアル」の周知。









薬物乱用防止の啓発推進の取組

○小学生、中学生、高校生用の啓発教材の配布







○大学生等に対する薬物乱用防止啓発

資料の配布



〇高校生等による薬物乱用防止広報啓発活動(映像及びポスター)



文部科学大臣賞: 香川県立高松工芸高等学校 上佐 彩結



文部科学大臣賞: 大阪府立西野田工科高等学校 工業デザイン系



3. 薬物乱用防止教育関連予算

(9, 304千円) 令和元年度予算額 8, 123千円

① 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の 作成【H21年度~】

大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学 等に対し入学時のガイダンス等において活用できる 啓発資料を作成・配布する。

【配 布 先】新入学生用として、大学、短期大学、専門学校等へ配布

【配布部数】紙媒体で30万部配布(紙媒体を希望した学校に対して) また、全ての大学等に電子媒体を配布(H30年度実績)

② 薬物乱用防止教育等支援事業の実施 【H30年度~】

学校における薬物乱用防止教育等の更なる充実強化を図るため、教育委員会その他行政関係者等から成る協議会を組織し、効果的な指導方法や内容等の検討・実施を支援する。

【実施方法】都道府県教育委員会で実施(R1年度は12箇所採択)

③ 薬物乱用防止広報啓発活動【H11年度~】

全国の高校生等から映像・ポスターを募集し、映像の優秀作品を高校野球、Jリーグ等の大型ディスプレイで放映、ポスターの優秀作品を全国の高校等に配布する。

(参考) 児童生徒の心と体を守るための啓発 教材の作成【H17年度~】

児童生徒が自らの心と体を守ることができるように するため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題につい て、総合的に解説する啓発教材を配布する。

【配布方法】全ての小学校5年生、中学校1年生、高校1年生等へ電子媒体により配布